

東京都交通局屋外広告物取扱要綱

平成12年1月24日
11交総第1888号
平成16年3月31日
一部改正 15交総第2176号
一部改正 25交資第2572号

(総則)

第1条 この要綱は、東京都交通局公有財産規程に基づき、屋外広告物設置を許可するにあたっての標準的取扱方法を定めることを目的とする。

(屋外広告物の定義)

第2条 常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙又ははり札及び広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、交通局が所有する行政財産のうち、地下鉄駅出入口、自動車営業所等の建築物の屋上若しくは壁面又は土地への広告物の掲出を許可する場合に適用する。

2 前項の許可を行う場合は、東京都屋外広告物条例及び同条例施行規則に定める範囲内において実施するものとする。

(申請手続)

第4条 この要綱に基づく許可に当たっては、屋外広告物の設置を希望する者（以下「申請者」という。）から、次に定める事項を記載した屋外広告物設置許可申請書（別記様式1）を提出させなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、住所、名称及び代表者名）
- (2) 広告物の種類
- (3) 設置目的
- (4) 設置希望場所の所在
- (5) 使用期間
- (6) 設置広告物の寸法、面数、総表示面積及び重量
- (7) 屋外広告物管理者の住所及び氏名等
- (8) 広告主名
- (9) その他必要と認める事項

2 前項に定める屋外広告物設置許可申請書には、屋外広告物設計図書を添えて提出させなければならない。

(許可基準)

第5条 前条に定める申請に対しては、次の各号に該当するとき又はそのおそれがあるときは許可することができない。

- (1) 交通局の事業運営上支障をきたすと認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反すると認められるとき。
- (3) 美観風致を害すると認められるとき。
- (4) その他交通局が不相当と認めたとき。

(許可手続)

第6条 屋外広告物設置を許可する場合、次に定める事項を記載した屋外広告物設置許可書(別記様式2)を速やかに申請者に交付しなければならない。ただし、記載する必要がないと認める事項については、省略することができる。

- (1) 広告物の種類
- (2) 設置目的
- (3) 設置場所の所在
- (4) 許可期間
- (5) 設置許可物件の寸法、面数、総表示面積及び重量
- (6) 設置料、延滞金及び設置料の不還付
- (7) 使用上の制限
- (8) 設置許可の取消し又は変更
- (9) 原状回復及び損害賠償の方法
- (10) 電気使用料、その他公租公課等の負担
- (11) 有益費等の請求権の放棄
- (12) その他必要と認める事項

(許可期間)

第7条 屋外広告物設置の許可期間は1年とする。ただし、申請者が1年に満たない期間の設置を希望する場合は、この限りではない。

(申請等内容の変更)

第8条 第4条に定める申請後、申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかにその変更内容を書面により届け出させなければならない。

(屋外広告物設置料)

第9条 屋外広告物設置料は、別表屋外広告物設置料算出基準のとおりとする。

(延滞金)

第10条 交通局は、申請者が設置料を納付期限までに納入せず、かつ、期限を指定した督促を發したときは、その納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該設置料の金額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)につき年14.6%(督促状に指定する期間までの日数については、年7.3%)(年14.6%の割合及び年7.3%の割合は、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3%の割合に満たない場合は、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とする。)の割合で計算した延滞金を納付させなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(準用)

第11条 この要綱(第6条及び第10条を除く。)は普通財産に屋外広告物を設置する場

合に準用する。この場合において、請書（別記様式3）を徴し、契約により処理することとする。

（補則）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、資産運用部長が定める。

附 則（11交総第1888号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（14交総第2480号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（15交総第2176号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（25交資第2572号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

条 件

（使用上の制限）

- 第1 申請者は、設置広告物を常時良好な状態に保つように管理し、交通局所有建築物及び交通局の事業に支障を及ぼさないように努めなければならない。
- 2 申請者は、申請書の内容に変更が生じたときは、直ちに交通局に届け出なければならない。
- 3 設置広告物の清掃作業、広告の貼替作業等を行う場合は、事前に交通局に実施日時を通知しなければならない。

（原状回復）

- 第2 この設置により交通局所有の建築物又はその付属物を損傷したとき、又は設置広告物を撤去するときは、申請者の費用で原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

- 第3 設置広告物の破損、倒壊等により事故が発生した場合は、すべて申請者の責任において解決しなければならない。この場合において、交通局に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

（設置料の不還付）

- 第4 既納の設置料は、還付しない。ただし、交通局の事業用に供するため設置許可を取り消したとき、その他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（延滞金）

- 第5 申請者は、設置料を納付期限までに納入しないとき、かつ、期限を指定した督促を受けたときは、その納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該設置料の金額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）につき年14.6%（督促状に指定する期間までの日数については、年7.3%）（年14.6%の割合及び年7.3%の割合は、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とする。）の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（電気使用料等）

- 第6 申請者は、この設置料のほか、設置広告物に係る電気使用料その他公租公課を負担しなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

- 第7 申請者は、設置広告物について支出した有益費、必要費その他の費用について、交通局に請求することはできない。

(設置許可の取消し又は変更)

第8 設置許可の内容及び条件に違反したとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、設置許可を取消し、又は変更することがある。

- (1) 交通局の事業運営上支障をきたすと認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反すると認められるとき。
- (3) 美観風致を害すると認められるとき。
- (4) その他交通局が不相当と認めたとき。

(実地監査等)

第9 交通局において必要があるときは、設置広告物について随時実地に検査し、申請者に資料の提出又は報告を求め、その他設置広告物の維持に関し指示することができる。

(設置許可の効力)

第10 申請者は、屋外広告物法、東京都屋外広告物条例及び同条例施行規則、建築基準法その他の関係諸法規に従わなければならない。

- 2 この許可は、東京都屋外広告物条例に定める東京都知事の許可がなければ、その効力を生じない。

(審査請求)

第11 この許可について不服があるときは、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に東京都知事に審査請求をすることができる。